

防府市小・中学校児童生徒特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者及び小学校若しくは中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して必要な援助を与え、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）は、防府市立小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者及び防府市立小学校若しくは中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に、次の各号に該当する区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり交付する。ただし、生活保護法第12条の規定による生活扶助若しくは同法第13条の規定による教育扶助又は防府市小・中学校児童生徒就学援助費の規定により給付のあった場合の経費については除くものとする。

- (1) 保護者の属する世帯の収入額（以下「収入額」という。）が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の1.5倍未満の場合
次条第2号から第4号に掲げる経費の全額並びに同条第1号及び第5号から第8号に掲げる経費の半額
- (2) 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合
前号に同じ
- (3) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合
次条第2号、第3号及び第4号に掲げる経費の半額
ただし、収入額が需要額の3.5倍以上の場合は、次条第2号に掲げる経費の半額とする。

(援助)

第3条 この奨励費の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習交通費

- (4) 交流及び共同学習交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動等参加費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

2 奨励費の支給額は、文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として毎年度予算の範囲内で教育委員会が定める。

(申請)

第4条 この奨励費の交付を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費交付申請書（別記第1号様式）及び特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記第2号様式）（以下「調書」という。）に必要な書類を添えて学校長を経由し、教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、保護者からの申請書の提出に基づき保護者の生活状況及び所得状況等を調査し、奨励費の区分を決定する。

2 教育委員会は、申請書等の提出があったときは認定台帳を作成しなければならない。

3 教育委員会は、認定を行うため必要があるときは学校長、福祉事務所及び民生委員児童委員の助言を求めることができる。

(通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により認定したときは、特別支援教育学級児童生徒名簿（特別支援就学奨励費）（別記第3号様式）を学校長に送付し、特別支援教育就学奨励費の交付決定を通知するものとする。

(援助の方法)

第7条 奨励費の交付は、原則として金銭給付とする。ただし、給付を受ける者が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれのある場合は現物給付することができる。

第8条 教育委員会は、保護者から提出された委任状により指定された学校長の口座へ振り込むものとする。ただし、学校長へ保護からの申し出があった場合は、学校長からの依頼により、指定された保護者の口座へ振り込むことができる。

(返還)

第9条 奨励費の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときはすみやかにその全部又は残額を返還しなければならない。

- (1) 奨励費の交付にかかる児童生徒が防府市立小・中学校以外の小・中学校に就学し、かつ、防府市以外に居住したとき
- (2) 奨励費を目的外に使用したとき
- (3) 虚偽の方法によって奨励費を受けたとき
- (4) 奨励費の交付を必要としなくなったとき
- (5) その他精算に伴う返還金のあるとき

(委任)

第10条 この要綱について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

（宛先） 防府市教育委員会

住 所 防府市

保護者氏名 _____

特別支援教育就学奨励費交付申請書

下記児童・生徒の特別支援教育就学奨励費に基づく経費の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

防府市立_____学校 第 _____学年 児童・生徒氏名 _____

防府市立_____学校 第 _____学年 児童・生徒氏名 _____

承 諾 書

特別支援教育就学奨励費の交付申請に必要な、私及び同一家族の総所得及び世帯構成について、防府市教育委員会の調査を承諾します。

年 月 日

保護者氏名 _____

保護者氏名		住所 ()		児童・生徒氏名	学校名、学年（特別支援学級名）等 防府市立 学校 第 学年 () 学級	※都道府県の地区別区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ) 地域の級地区分 (1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2)			学校長 認印	
世帯の収入状況		世帯の状況 (年1月1日現在の状況を記入すること)			需 要 額 等					
		氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢) ※ 満年齢は 年 1月1日現在の年齢※ を記入すること	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の 有無) ※ 年1月1日現在の学校 名・学年を記入すること	教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準			
通学費	※ 学 校 給食費				※ 基 準 額	※ 第 1 類	※ 期 末 一 時 扶 助 費	※ 第 2 類		
所得控除前の	総所得金額	円	年 月 日 (才)		円	円	円	円	円	f (基準額) _____円
	退職所得金額		年 月 日 (才)							g (地区別冬季加算額) _____円
	山林所得金額		年 月 日 (才)							_____円
	計	A	年 月 日 (才)							h 住宅扶助基準 ※ _____円
所得控除	社会保険料		年 月 日 (才)							_____円
	生命保険料		年 月 日 (才)							_____円
	地震保険料		年 月 日 (才)							i 需 要 額 ※ (a~hの合計) _____円
計	B	年 月 日 (才)							_____円	
所得額 (A-B)	C	※	年 月 日 (才)							収 入 額 ※ 需 要 額 _____円
所得月額 (C×1/12)	D	※	年 月 日 (才)							F i
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	※	年 月 日 (才)							
収入額 (D-E)	F	※	合 計		a ※	b ※	c ※	d ※	e ※	
通学費 明細	(通学費を要した者ごとに記入すること)			特記事項					支弁区分 <input type="checkbox"/> Ⅰ段階 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> Ⅱ段階 (" 第2号該当) <input type="checkbox"/> Ⅲ段階 (" 第3号該当)	

- (注) 1. 支弁区分欄は、特別支援学級の場合は、収入額が需要額の2.5倍未満の者はⅡ段階、2.5倍以上の者はⅢ段階として処理すること。
 2. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
 3. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。
 4. 保護者等の署名で本調書が提出された場合は、必要に応じて本人の自署で署名を行っていることの確認を励行すること。

※太枠の内をご記入ください。

年度特別支援学級児童・生徒名簿（特別支援教育就学奨励費用）

第3号様式（第6条第1項関係）

防府市立_____学校

担当者：_____

学級名 (知的・情緒など)						
No	学年	氏名	性別	通学方法	区分	備考
1			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
2			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
3			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
4			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
5			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
6			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
7			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
8			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
9			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	
10			男・女	徒歩・自転車・自家用車・バス その他 _____	要・準要・辞退	